

「有機農業の取組」の支援対象作物について

県の慣行レベルが設定されていない作物のうち「支援対象作物」とするかの判定結果

作物名	通常営農管理における使用の有無		「有機農業の取組」 判定結果
	化学肥料	化学合成農薬	
ピーマン	○	○	可
サツマイモ	○	○	可
ジャガイモ	○	○	可
カブ	○	○	可
ニンニク	○	○	可
ソラマメ	○	○	可
エンドウ	○	○	可
レタス	○	○	可
キャベツ	○	○	可
タマネギ	○	○	可
オクラ	○	○	可
ブロッコリー	○	○	可
カボチャ	○	○	可
インゲン	○	○	可
エダマメ	○	○	可
トウモロコシ	○	○	可
ギンナン	○	○	可
ショウガ	○	○	可
レンコン	○	○	可
ズッキーニ	○	○	可
ラディシュ	○	○	可
クウシンサイ	○	○	可
モロヘイヤ	○	○	可
ナバナ	○	○	可
ツルムラサキ	—	—	否
ヤーコン	—	—	否
エゴマ	○	○	可
マコモタケ	○	○	可
シャクヤク(薬用)	○	○	可

※「—」は県が作成する栽培技術指針、栽培の手引き、園芸マニュアル等が無く、判定不能のもの。

参考：以下の規定に基づき判定結果を公表

・「有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組」は、以下の全てを満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする（環境保全型農業直接支払交付金実施要領(以下要領)第4の1(3)のア）。

・通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、県の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする（要領第4の1(3)のイ）。